

資料提供

令和4年4月2日(土)  
照会先:保健医療部生活衛生課食の安全対策室  
担当者:室長補佐 佐藤 要介  
連絡先:090-3311-1520

## 営業禁止処分の解除について

令和4年3月31日(木)に資料提供しました下記の食中毒事件について、当該施設における食品衛生上の危害の除去及び再発防止対策が講じられたため、土浦保健所長は、本日をもって営業禁止処分を解除いたしました。

施設名	ゑびすや旅館	
施設所在地	土浦市富士崎1-18-16	
営業者等氏名	有限会社ゑびすや旅館 代表取締役 筒井 国夫	
業種	飲食店営業	
病因物質	カンピロバクター・ジェジュニ	
原因食品	3月15日(火)～3月18日(金)に調理提供した食事(朝食、夕食)	
患者数(摂食者数)	6名(14名)	
行政処分等を行った理由	食中毒の発生	
適用条項	食品衛生法第6条第3号違反	
行政処分等内容	食品衛生法に基づく営業禁止処分	
措置日	処分	令和4年3月31日(木)
	処分解除	令和4年4月2日(土)